

一般売買契約約款

第1条 見積等：

1. 見積価格は、売主の最終確認を受けない限り拘束力のないものとする。
2. 価格表、カタログ及び売主が与える他の情報例えば挿図、寸法、重量、機能、能力などの明細は単なる見積データであり、かかるデータは契約に明示されない限り拘束力がない。
3. 見積納期は、契約上に明記しない限り拘束力を有しない。
4. 買主は、売主が明示した数量の、設計製造及び試験に要するあらゆる技術的データ（包装材料に関する許容誤差を含む）、包装材料及び製品を、売主が要求する時間内に、無料で売主に供することに同意する。

第2条 売買の目的物及び売買代金：

1. 売主は買主に対し、売買の対象となった製品ないし機械（以下単に「機械」という）を、売買契約書に記載の売買代金を以て売り渡し、買主はこれを買受けた。但し、売買代金中には、納入搬入費用が含まれるが据付費用は含まれないものとし、又税金も含まれておらず、かつ包装費用も売買代金には含まれないものとするが、正常な輸送状態で契約に特定された仕向地に到着するまでに機械が受ける損害を防止するために売主が必要と認められる程度まで、買主の費用で売主が包装するものとする。
2. 買主が契約上の全支払を終了する前に売主の製造費に影響する経済情勢等の要因に変動がある場合には、売主が文書で別段の同意をした場合を除き、買主は修正価格を支払うことに同意するものとする。

第3条 支払い：

買主は売買契約書の記載に従って、各支払期日に売買代金を、現金又は手形により支払いをなすものとする。但し、手形による支払いの場合、手形サイトの期間に短期プライムレート+1%の利率による利息を加算した額を支払うものとし、この手形の支払いが確定的になされなかった場合は有効な決済とならないものとする。

第4条 引渡及び所有権の移転：

1. 売主は機械を売買契約書に従って納入し、以て機械の引渡しをなすものとする。納期前に、「機械」が工場から搬出され又は出荷準備完了通知書が買主に与えられた場合には、引渡しは納期に行われたものと見なされる。
2. 機械所有権は売買代金完済時に売主から買主に移転するものとし、それまでは機械所有権は売主に保留されるものとする。
3. 買主は一部引き渡しを認めるものとする。この場合引渡された機械部分については送状が発行され、これに対し速やかに支払が行われなければならないものとする。引渡商品に欠陥があるとしても買主は全商品を受け入れるものとする。
4. 買主は、機械の到着時に、買主が指定した引渡し地点で、数量の過不足及び損害を認定すること及び損害又は数量不足を売主に速やかに報告しなければならないものとする。

第5条 危険移転：

買主は機械が第4条1項に従い引渡された時点以降、売主の責に帰すべからざる機械の滅失・棄損について危険を負担するものとする。

第6条 所有権留保：

1. 売主は、機械の引渡日から売買代金が完済されるまでの間（以下、「使用期間」という）機械の所有権を有するが、この使用期間中買主にこの機械を本契約で定める売買代金の支払いの外特段の支払いをなすことなく使用収益せしむるものとする。
2. 買主は、使用期間中善良な管理者の注意義務を以て機械を使用するものとし、この間機械について生ずる維持費、修理費、保険料、公租公課、その他使用保管に必要な一切の費用を負担するものとする。
3. 買主は、使用期間中機械を譲渡、移転、有償・無償の転貸、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。
4. 買主は、使用期間中機械を納入場所において使用するものとし、売主の事前の書面による同意がない限り、納入場所以外の場所で使用してはならないものとする。
5. 使用期間中買主に後述第8条記載の事由のいずれかが生じ、売主が、機械の返還を請求した場合、買主は直ちに機械を売主の指定する場所に返還しなければならない。もし、買主が返還義務を履行しないとき又はできないときは、買主は、売主又はその代理人が予告なく機械所在地に事由に立ち入り、これを搬出持ち帰ることを承諾し、これに異議を述べず、何らの妨害もなさないものとする。なお、売主が機械を回収する際、買主において機械に付設し、また加工した物件がある場合でも、売主はその物件の所有権を取得するものとし、機械とともに引取ることができ、買主はこれについて何らの求償もできないものとする。
6. 買主は、使用期間中機械に対し差押、仮差押、仮処分、押収等の処分がなされた場合、直ちに売主に通知するものとする。

第7条 保険：

1. 買主は第4条1項に従っての機械の引渡後、直ちに機械について売買代金相当額を保険金額とした使用期間を対象とする損害保険を付し、売主を保険金受取人とし、またはその保険金請求の上に質権を設定することとする。保険事故発生の場合、買主の債務支払期日前といえども、売主は保険金を受領の上、その弁済に充当することができる。
2. 機械の引渡前は、買主の要求がある場合に限り、買主の費用で保険を付すことができる。

第8条 期限の利益損失：

買主は、次の各号の一つでも該当する事由が売買代金完済前に発生した時に、売主の通知催告がなくとも本契約上の債務弁済の期限の利益を失い、直ちに本契約上の未払債務全額を支払わなければならない。

- (1) 売主の提供した機械を受領しなかったとき。
- (2) 本契約の支払条件に違反し、支払いを1回でも怠ったとき。
- (3) 銀行取引停止処分を受けたとき。又は、支払を停止したとき。
- (4) 公租公課を滞納して督促を受けたとき、又は保全差押処分を受けたとき。
- (5) 他より仮処分・仮差押・差押もしくは、競売の申請又は破産・和議開始・会社整理開始・もしくは会社更生手続開始の申立を受けた時、及び自ら申立をおこなったとき、その他清算に入ったとき。

(6) その他本契約に違反し、売主の債権保全のために必要と認められるとき。

第9条 買主の債務不履行等：

1. 買主が売買契約書記載の代金支払期日又は前条により期限の利益を損失後において代金支払を遅滞した場合、年20%の割合による遅延損害金を支払うものとする。
2. 買主が本契約上の義務に違反した場合、売主は直ちに本契約を解除することができるものとする。
3. 売主による契約解除は、売主から買主に対しての損害賠償請求を妨げるものではなく、買主は売主から請求があり次第、機械代金額及び遅延損害額・回収費用その他の債務不履行により生ずる損害の合計額から、既に支払った売買代金及び売主が機械を回収のうえ処分して得た取得金（又は売主が査定した機械の価格）を控除した残高を支払わなければならない。

第10条 買主の受領遅滞：

買主が機械の引渡しを受け入れることができない場合、又は買主が引渡し後速やかに実施することに同意した受入れ検査を、何らかの理由で実施することができない場合には、売主は、買主の費用及びリスクで、売主が選択した場所に機械を保管する権利を有する。売主は随意に自己の工場に機械を保管することができ、この場合、買主は1ヶ月につき機械の価格の0.5%以上を保管料として支払うことに同意する。

第11条 売主の履行遅滞：

1. 引渡遅延が売主の怠慢に起因し、かつ買主が遅延により受けた損害の具体的証拠を提出した場合には、売主は、遅延により買主が利用できなくなった機械部品の価格5%を最高限度として、1週間の遅延につき0.5%に等しい金額を唯一の賠償として買主に支払うことに同意する。本条で述べる引渡遅延は、売主が本契約において明記した納期に妥当な延期を加えた期間内にその義務を履行しない場合にのみ生じる。
2. 買主は、引渡遅延が売主の責任に起因する場合においても、本契約を解除する権利を有しない。売主は、機械の引渡と引替えに前項の遅延金を差し引いた本契約価格の完済を受ける権利を有する。

第12条 売主の履行不能：

売主は、理由の如何にかかわらず、売主の義務履行不能によって、又は買主又は第三者による機械の使用によって買主に生じた間接的又は第二次的損害及び損失に対し、いかなる状況においても買主に補償する義務を負わない。

第13条 不可抗力等：

火災、地震、ストライキ等売主の支配を越える事由により、又は契約を完了させるために必要な手続上の買主の怠慢、遅延により売主の義務の履行が遅延した場合には、売主は買主に対し、債務不履行の責を負わないものとする。この場合、買主は、売主に遅延金を請求せず、また遅延期間中引渡を延期することに同意する。

第14条 事情変更による解除：

前条に記載された事態、又は売主の事業に著しく影響し、売主による契約上の義務の履行を阻害する他の不測の事態においては、売主は「契約」を全部又は一部分解除することができる。買主は、売主の解除から生ずる損害の賠償を請求することができない。

第15条 部品交換・修理：

1. 売主は、買主に対して機械の引き渡し後、買主の善良なる管理のもとに使用される場合、アフターサービスとして売主が定めた保証期間内に生じた売主の責に帰する機械の故障について、無償で部品の交換・修理および調整を行うものとする。売主の機械に関する保証は上記の部品交換・修理に限られ、買主の休業損害並びに逸失利益など一切の賠償責任は本条第3項の場合を除き負担しないものとする。但し、第三者によって供給された機械の構成部品に適用される保証は、かかる第三者が給与する担保約款に限定される。
2. 前項の部品交換及び修理に対する保証は、部品交換若しくは修理後3ヶ月間、又は部品交換若しくは修理を受けた機械に対する当初保証の満期までの期間のうちで、長い方の期間とする。
3. 運転上の安全に危険が差し迫った場合、又は損害の著しい増加を防止するためかかる場合に、売主に直ちに通知する一又は売主による欠陥の救済が著しく遅延した場合においてのみ、買主は自ら欠陥を救済し、第三者に救済させ、かつ必要経費の補償を売主に請求することができる。ただし、かかる経費は売主が妥当と認める金額とする。
4. 売主は、買主又は第三者の不適當又は未熟な据付・運転から生じる損害、通常の摩損、取扱い不注意、不適當な基礎、化学的又は電気的影響、又は買主が売主の承諾なく機械について変更を行った場合には、保証責任及び債務を免れるものとする。
5. 買主は、前1項の保証期間中機械の故障トラブル等について売主に速やかに通知するものとする。

第16条 無体財産権/秘密等：

1. 原価見積書、図書、技術情報及び他のデータのあらゆる所有権及び著作権は売主に属する。
2. 買主は、かかるデータを第三者に利用させない旨及び売主の請求があり次第かかるデータを売主に返還する旨同意する。売主は、買主が秘密情報に指定した計画及びデータを買主の同意なく第三者に利用させてはならない。
3. 売主は、「機械」の設計、構造又は配置の細部にわたる変更を必要と認め又は好ましいと認めた場合には変更する権利を有する。

第17条 費用：

あらゆる消耗品は買主がその費用を負担する。買主は、自らの検査及び受入れ前に消費した部品を含めた送状に対して支払うことに同意する。

第18条 専属管轄：

本契約に関する一切の訴訟管轄は東京地方裁判所、又は東京簡易裁判所とする。

第19条 誠実協議：

本契約の定めなき事項については、その都度双方協議して定める。